

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第11号

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止する条例

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例（平成17年鴨川市条例第115号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例に基づく基金に属する現金は、鴨川市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年鴨川市条例第66号）に基づく基金に属するものとする。